

新旧対照表（令和2年12月改正）

○神奈川県議会基本条例（平成20年12月26日神奈川県条例第68号）

新	旧
<p>目次 前文 第1章・第2章（略） 第3章 県議会（第7条～第11条） 第4章 県民と県議会（第12条・第13条） 第5章 県議会と知事等の関係（第14条～第17条） 第6章 他の条例との関係等（第18条・第19条） 附則 第1条～第10条（略） （大規模な災害その他の緊急事態への対応） 第11条 県議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、迅速かつ的確に状況の把握その他の調査活動を行うとともに、県議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。 2 県議会は、前項の調査活動及び対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の整備その他の措置を講ずるものとする。 第12条～第19条（略）</p>	<p>目次 前文 第1章・第2章（略） 第3章 県議会（第7条～第10条） 第4章 県民と県議会（第11条・第12条） 第5章 県議会と知事等の関係（第13条～第16条） 第6章 他の条例との関係等（第17条・第18条） 附則 第1条～第10条（略） （新規） 第11条～第18条（略）</p>

附 則（令和2年12月25日条例第108号）

この条例は、公布の日から施行する。